

# 看護小規模多機能型居宅介護 ケアホームかがやき

## 運営規程

2024年 4 月 1 日

# 看護小規模多機能型居宅介護ケアホームかがやき運営規程

## 第1条 事業の目的

医療生協さいたま生活協同組合が開設する看護小規模多機能型居宅介護ケアホームかがやき（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び看護機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。

## 第2条 運営の方針

- 1 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、川口市および市内の地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 第3条 事業所の名称等

名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 看護小規模多機能型居宅介護 ケアホームかがやき
- 2 所在地 埼玉県川口市西青木5-1-40

## 第4条 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。
- 2 介護支援専門員 1名  
介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。
- 3 介護従業者 8名以上  
介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定看護小規模多機能型居宅介護の介護サービスを提供するとともに、事業所において通いおよび宿泊の利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護の介護サービスを提供する。

四 看護師 2名以上

看護師は登録者の居宅を訪問して指定看護小規模多機能型居宅介護の看護サービスを提供するとともに、事業所において通いおよび宿泊の利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護の看護サービスを提供する。また、登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

**第5条 営業日及び営業時間等**

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- 二 営業時間 24時間
- 三 サービス提供基本時間
  - ア 通いサービス 午前9時から午後4時まで
  - イ 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
  - ウ 訪問サービス 24時間

**第6条 登録定員及び利用定員**

当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 18名
- 三 宿泊サービス 9名

**第7条 通常の事業の実施地域**

通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

川口市

**第8条 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成**

- 1 事業所の介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。
  - 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
  - 二 利用者ひとりひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

- 三 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

## 第9条 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。
  - 一 通いサービス  
事業所において、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や看護機能訓練を行う。
  - 二 宿泊サービス  
事業所に宿泊していただき、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
  - 三 訪問サービス  
利用者の居宅において、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や看護機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

## 第10条 指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、保険者の定める利用者負担の割合の額とします。

	介護給付費		一割負担 (一ヶ月定額)	二割負担 (一ヶ月定額)	三割負担 (一ヶ月定額)
要介護 1	12,447単位	131,315円	13,132円	26,263円	39,395円
要介護 2	17,415単位	183,728円	18,373円	36,746円	55,119円
要介護 3	24,481単位	258,274円	25,828円	51,655円	77,483円
要介護 4	27,766単位	292,931円	29,294円	58,587円	87,880円
要介護 5	31,408単位	331,354円	33,136円	66,271円	99,407円

地域加算 川口市は1単位 10.55円

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 一 食事代 朝食 500 円、昼食 650 円、夕食 600 円（利用した場合のみ）
- 二 宿泊費 1 泊につき 3500 円とする。
- 三 オムツ代 実費

- 四 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定看護小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、無料とする。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるには、利用者又はその家族に対して事前サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適當と認められる費用について、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合に文書で説明をした上で、支払に同意する旨、文書に署名を受けることとする。

## 第11条 サービス利用に当たっての留意事項

サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

## 第12条 緊急時等における対応方法

- 1 事業所の職員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

## 第13条 事故発生時の対応

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

## 第14条 苦情処理

当事業所は、自ら提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

## 第15条 非常災害対策

介護従事者は、非常災害に備えるため、防火管理者を置き、消火・通報・避難訓練計画を策定して所轄消防署長に届けるものとして、これに基づいて年2回以上訓練を実施する。

- 1 防火担当責任者を置き、火元責任者には各介護従事者があたる。
- 2 始業時・終業時には火災危険防止のため自主的に点検を行う
- 3 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う
- 4 非常災害用設備は常に有効保持するよう努める。
- 5 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたるものとする。
- 6 防火担当責任者は、介護従事者に対し、防火教育、消防訓練を実施する。  
(消火訓練・通報訓練・避難訓練 年2回)
- 7 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## 第16条 運営推進会議

- 1 当事業所の行う指定看護小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族又は介護経験のある家族、地域住民の代表者及び、市町村職員もしくは地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者、看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者とする。
- 3 運営推進会議の開催は、おおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

## 第17条 身体拘束に関する留意事項

- 1 サービス向上委員会を設置し、身体拘束防止に努める。
- 2 やむを得ず、身体拘束を行う場合には、利用者、利用者の家族に説明を行い、「身体拘束ゼロへの手引き」※に定められている条件を遵守する。
- 3 拘束開始後は拘束解除に向けて定期的にカンファレンスを行う。  
※(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」身体拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアに関わるすべての人に～)

## 第18条 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、事業所職員等に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第19条 個人情報の保護

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

## 第20条 その他運営に関する留意事項

- 1 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - 一 採用時研修 採用後 1カ月以内
  - 二 継続研修 年 1回以上
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は『医療生協さいたま生活協同組合』と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は、2024年4月 1日から施行する。